

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 棚倉町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,230	1,255	289	3,774

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	5,681	5,505	176	127	155	4,483	
霊園整備事業特別会計	1	1	0	0	1	-	
一般会計等	5,682	5,506	176	127		4,483	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	1,529	1,433	96	96	126	-	-	
後期高齢者医療特別会計	117	116	1	1	37	-	-	
老人保健特別会計	4	4	0	0	0	-	-	
介護保険特別会計	855	847	8	8	149	-	-	
上水道事業会計	379	372	7	414	112	2,637	675	「法適用企業」
簡易水道事業特別会計	41	40	1	1	28	206	156	
公共下水道事業特別会計	339	338	1	1	172	2,128	1,896	
農業集落排水事業特別会計	69	69	0	0	44	599	451	
宅地用地取得造成事業特別会計	0	0	0	55	0	-	-	
公営企業会計等 計				576		5,570	3,178	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
白河地方広域市町村圏整備組合 一般会計	2,173	2,147	26	26	-	433	47	
東白衛生組合 一般会計	750	698	52	52	-	682	58	
白河地方水道用水供給企業団 白河地方水道用水供給事業会計	692	641	51	643	-	5,987	8	「法適用企業」
福島県後期高齢者医療広域連合 一般会計	2,961	2,886	75	75	-	-	-	
福島県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計	215,175	206,085	9,090	9,090	2,231	-	-	
福島県市町村総合事務組合 一般会計	12,538	10,917	1,621	1,621	0	-	-	
福島県市町村総合事務組合 消防補償等特別会計	1,557	1,557	0	0	-	-	-	
福島県市町村総合事務組合 消防費じゃつ金特別会計	5	0	5	5	-	-	-	
福島県市町村総合事務組合 非常勤職員給与及事務管理特別会計	50	44	6	6	20	-	-	
福島県市町村総合事務組合 自治会館管理特別会計	14	13	1	1	-	-	-	
一部事務組合等 計				11,519		7,102	113	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
棚倉町活性化協会	0	36		35	3	-	-	-	
株式会社 ルネサンス棚倉	5	294		30	-	-	-	-	
株式会社 まち工房たぐら	2	34		20	-	-	-	-	
白河地方土地開発公社	1	77		1	-	-	-	-	
東白川郡森林組合	10	157		6	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計				92	3	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	650	605	45
減債基金	54	54	0
その他充当可能基金	670	670	0
充当可能基金 計	1,374	1,329	45

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.41	3.37	0.04	15.00	20.00	上水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	18.87	18.61	0.26	20.00	40.00	簡易水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	18.8	19.0	0.20	25.0	35.0	公共下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	113.6	103.4	10.20	350.0		農業集落排水事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.62	0.61	0.01			宅地用地取得造成事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	88.4	87.7	0.70						0.00

- (注) 1. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は負数(-)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。

財政状況等一覧表（平成21年度）

単位は「百万円」であることに注意
 三セク調査以外の項目については、健全化判断比率算定様式に係る様式番号である
 突合指示の無い項目については、各会計の決算書類を元に記載すること

1 「会計名」	1 「歳入総額(1)」	1 「歳出総額(2)」	1 「歳入歳出差引額(3)」	(単位:百万円)
団体名	市			
				標準税収入額等 A
				普通交付税額 B
				臨時財政対策債発行可能額 C
				標準財政規模 A+B+C
				総括表
				総括表

1. 一般会計等の財政状況

1 実質収支額(11)	1 「地方債現在高(12)」	(単位:百万円)					
会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計							
××会計							
公営企業会計である場合 2 「特別会計名」 公営企業会計でない場合 1 「特別会計名」	公営企業会計である場合 法非適用企業の(歳入) 2 「歳入額(3)S」 公営企業会計でない場合 1 「歳入総額(1)」	公営企業会計である場合 法非適用企業の(歳出) 2 「歳出額(3)S」 公営企業会計でない場合 1 「歳出総額(2)」	公営企業会計でない場合 1 「歳入歳出差引額(3)」	公営企業会計である場合 2 「(8)資金不足額・剰余額」 公営企業会計でない場合 1 「実質収支額(11)」			

2. 公営企業会計等の財政状況

4 「将来負担額(9)」	(単位:百万円)							
会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
会計								法適用企業
会計								法適用企業会計である場合のみ備考欄に記載
...								
公営企業会計等 計								
公営企業会計である場合 法非適用企業の(歳出) 2 「歳出額(1)」 公営企業会計でない場合 1 「歳出総額(2)」								

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外 4 「実質赤字(黒字)額・資金不足(剰余)額(3)」 「〃(11)」 「〃(21)」
 4 「組合又は地方開発事業団の名称(1)」 「会計名(2)」
 ただし、総合事務組合など実決算が異なる場合は、健全化比率様式の数値と不一致でも差し支えない。
 4 「(3)のうち一般会計等負担等見込額(4)」 「〃(8)」
 4 「会計ごとの地方債現在高(3)」

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
事務組合								
...								
一部事務組合等 計								

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は、当該団体から当該団体から	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
土地開発公社							土地開発公社である場合: 総括表「土地開発公社」
道路公社							それ以外の法人: 4 F-ア「損失補償債務等負担見込額」
財団							
...							
地方公社・第三セクター等 計							

対象となる三セクについては、「作成要領」4.を参照。基本的に昨年度と同範囲。三セク調査 調査表1に基づいて記載すること。

5. 充当可能基金の状況

充当可能基金名	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A	(単位:百万円)
財政調整基金				4 1行目「財政調整基金」の「充当可能基金(9)」
減債基金				4 2行目「減債基金」の「充当可能基金(9)」
その他充当可能基金				4 1・2行目以外の「充当可能基金(9)」の合計
充当可能基金 計				4 「充当可能基金(9)」の「小計」

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金・預金・国債・地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。
 総括表「実質赤字比率」の「早期健全化基準」(平成21年度決算) 2 「資金不足比率」(9)(12) (平成21年度決算)
 総括表「連結実質赤字比率」の「早期健全化基準」(平成21年度決算)

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率(公営企業会計名)	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A
実質赤字比率						会計			
連結実質赤字比率						会計			
実質公債費比率				25.0	35.0	会計			
将来負担比率									
財政力指数									
経常収支比率									
総括表「実質赤字比率(%)」(平成21年度決算)				総括表「実質公債費比率」(平成21年度決算)			総括表「実質赤字比率」の「財政再生基準」(平成21年度決算)		
総括表「連結実質赤字比率(%)」(平成21年度決算)				総括表「将来負担比率」(平成21年度決算)			総括表「連結実質赤字比率」の「財政再生基準」(平成21年度決算)		

3. 早期健全化基準に相当する資金不足比率の「早期健全化基準」は、公営競技を除き、率を正数で表示している。早期健全化基準は、平成21年度決算、公営競技を除き、率を正数で表示している。率 20%である(公営競技は0%)。